

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

改定前	改定後
第2条（JCBプリペイドカード）	第2条（JCBプリペイドカード）
3.JCB は、会員本人に対し、JCB が発行するカードを貸与します。カードには、IC チップが組み込まれたICカード(以下「IC カード」という。)を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	3.JCB は、会員本人に対し、JCB が発行するカードを貸与します。カードには、IC チップが組み込まれたICカード(以下「IC カード」という。)を含みます。会員は、カード <u>(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)</u> を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
4. カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」という。)が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数字のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用(第21条に定めるものをいう。以下同じ。)をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。	4.カードの <u>券面または会員本人のみが閲覧できる画面等には、以下の情報の全部または一部が表示されています。</u>
	<u>(1)会員の氏名</u>
	<u>(2)カード番号およびカードの有効期限(以下併せて「カード番号等」という。)</u>
	<u>(3)セキュリティコード(署名欄(サインパネル)に印字される7桁の数字のうち下3桁の数値をいう。カード番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)</u>
	<u>非対面取引等においては、カードを提示することなくカード情報の全部または一部によりプリペイドショッピング利用(第21条に定めるものをいう。以下同じ。)をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</u>
5. カードの所有権はJCB にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。	5. カードの所有権はJCB にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カード <u>およびカード情報</u> は、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

第3条（カード機能）	第3条（カード機能）
会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3 章に定めるプリペイドショッピングを利用することができます。	会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3 章に定める <u>プリペイドショッピング利用</u> ができます。
第4条（付帯サービス等）	第4条（付帯サービス等）
3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第1条第1項および第2条第4項に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。	3.会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第1条第1項および第2条第4項に定めるカードをいい、当該カードの種類や <u>カード</u> 番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。以下本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによる <u>プリペイド</u> ショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
	<u>4.会員は、JCBが認める場合、JCBが別に定めるところに従い、WEBサービス(第8条に定める「マイページ」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。会員は、入会時または入会後遅滞なく、JCBが別途定める規定に同意のうえ、「マイページ」に登録するためのJCB所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。</u>
4.JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。	<u>5.</u> JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
第5条（カードの有効期限）	第5条（カードの有効期限）
1.カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。	1.カードの有効期限は、 <u>カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等</u> に表示された年月の末日までとします。
第7条（バリューの有効期限）	第7条（バリューの有効期限）
1.バリューの有効期限は、次の(1)または(2)のいずれか遅い日(当日を含む)を起算日として、そこからJCBが定める期間が経過した直後の日の属する月の末日までとします(なお、本規約の末尾に、具体的な適用例を示します。)。JCBが定める期間は、別途JCBが会員に交付する書面および、カードの裏面に記載されます。なお、当該書面およびカードの裏面において用いられる用語は、本規約と同様の意味で用いられます。(1)会員が最後に当該カードを使用してプリペイドショッピングを利用した日(なお、第11条に定める手数料や会費等のバリュー口座からの減算は、プリペイドショッピングに	1.バリューの有効期限は、次の(1)または(2)のいずれか遅い日(当日を含む)を起算日として、そこからJCBが定める期間が経過した直後の日の属する月の末日までとします(なお、本規約の末尾に、具体的な適用例を示します。)。JCBが定める期間は、別途JCBが会員に交付する書面および、カードの裏面に記載されます。なお、当該書面およびカードの裏面において用いられる用語は、本規約と同様の意味で用いられます。(1)会員が最後に当該カードを使用して <u>プリペイドショッピング利用</u> した日(なお、第11条に定める手数料や会費等のバリュー口座からの減算は、 <u>プリペイドショッピング利用</u> に

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

含まれません。) (2)会員が当該カードに係るバリュー口座に最後にチャージした日 (なお、JCBプリペイドカードキャッシュバック規定に基づくバリューの加算は、チャージに含まれません。)	含まれません。) (2)会員が当該カードに係るバリュー口座に最後にチャージした日 (なお、JCBプリペイドカードキャッシュバック規定に基づくバリューの加算は、チャージに含まれません。)
第8条 (残高・利用履歴の閲覧)	第8条 (残高・利用履歴の閲覧)
	<u>3. JCBは、プリペイド取引が行われた際、会員に対して第13条に基づきEメールで通知を行います。JCBが会員に対して当該Eメールを送信したときは、会員は速やかに通知の内容が、会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、マイページで利用履歴を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちにJCBに対して届け出るものとします。</u>
第9条 (暗証番号)	第9条 (暗証番号)
2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、JCBは一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。	2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避けるものとします。推測されやすい番号等を使用したことにより生じた損害に対し、JCBは一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その使用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が使用したものと推定し、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。
第10条 (カードの再発行)	第10条 (カードの再発行)
2.JCBは、JCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。この場合において、JCBと提携して会員に対してカードに関連するサービス提供を行っている事業者の提携番号(当該事業者が、その会員を識別または特定するために用いる当該事業者固有の管理番号をいう。以下同じ。)がある場合には、提携番号についても変更ができるものとします。	2.JCBは、JCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、 <u>カード</u> 番号の変更ができるものとします。この場合において、JCBと提携して会員に対してカードに関連するサービス提供を行っている事業者の提携番号(当該事業者が、その会員を識別または特定するために用いる当該事業者固有の管理番号をいう。以下同じ。)がある場合には、提携番号についても変更ができるものとします。
3.会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードはJCBの指示に従って直ちに返還するか、会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、JCBは何らの責任も負わないものとします。	3.会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードはJCBの指示に従って直ちに返還するか、会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、JCBは <u>一切の責任を負いません。</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

第12条（届出事項の変更）	第12条（届出事項の変更）
1.会員がJCBに届け出た氏名、住所、電話番号、メールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、JCB所定の方法により遅滞なくJCBに届け出なければなりません。	1.会員がJCBに届け出た氏名、住所、電話番号、 <u>Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、JCB所定の方法により遅滞なくJCBに届け出なければなりません。</u> <u>また、JCBが会員に対して、会員の届出内容(変更に関する内容を含む。)を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u>
第13条（会員通知）	第13条（会員通知）
1.JCBから会員に対する重要情報の通知(手数料等に関する事項、カードの利用内容に関する事項、本規約の改定、カードの更新の有無に関する事項、会員資格の喪失に関する事項等を含むが、それらに限られない。)を含む各種ご連絡の方法は、原則として、メールでの通知となります。会員はメールでの通知等を受領するために、メール受信の可能なメールアドレスを正しくJCBに届け出るものとします。	1.JCBから会員に対する重要情報の通知(手数料等に関する事項、カードの利用内容に関する事項、本規約の改定、カードの更新の有無に関する事項、会員資格の喪失に関する事項等を含むが、それらに限られない。)を含む各種ご連絡の方法は、原則として、 <u>Eメールでの通知となります。会員はEメールでの通知等を受領するために、Eメール受信の可能なEメールアドレスを正しくJCBに届け出るものとし、常に最新にしなければなりません。</u>
2.会員は、メールが適切に受信できるよう、プロバイダーとの契約管理、メール受信機の設定その他の必要な管理を行うものとします。JCBが会員から届け出られたメールアドレス宛にメールの送信手続きを行ったことをもって、会員に通知が到達したものとします。	2.会員は、 <u>Eメール</u> が適切に受信できるよう、プロバイダーとの契約管理、 <u>Eメール</u> 受信機の設定その他の必要な管理を行うものとします。JCBが会員から届け出られた <u>Eメールアドレス</u> 宛に <u>Eメール</u> の送信手続きを行ったことをもって、会員に通知が到達したものとします。
4.JCBがメールシステムの保守を行う場合、プリペイドショッピングの利用時に会員に送信されるメールは、当該保守業務が終了した後に、会員に送信されます。	4.JCBが <u>Eメール</u> システムの保守を行う場合、 <u>プリペイドショッピング利用の際</u> に会員に送信される <u>Eメール</u> は、当該保守業務が終了した後に、会員に送信されます。
第14条（本人確認等）	第14条（本人確認等）
会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、JCBの求めに応じて、JCB所定の本人確認書類をJCBに提出するものとします。本人確認書類による本人確認がJCB所定の期間内に完了しない場合、本人ではない可能性があるとしてJCBが判断した場合、犯罪収益の移転もしくはテロリズムに対する資金供与のおそれがあるとJCBが判断した場合、その他犯罪による収益の移転防止に関する法律と同等の基準に照らしてJCBが必要と判断した場合は、JCBは入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。	<u>1.</u> 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、JCBの求めに応じて、JCB所定の本人確認書類をJCBに提出するものとします。本人確認書類による本人確認がJCB所定の期間内に完了しない場合、本人ではない可能性があるとしてJCBが判断した場合、犯罪収益の移転もしくはテロリズムに対する資金供与のおそれがあるとJCBが判断した場合、その他犯罪による収益の移転防止に関する法律と同等の基準に照らしてJCBが必要と判断した場合は、JCBは入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

	<u>2.JCBは、会員が入会した後、会員がJCBに申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、JCBの求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u>
第15条（反社会的勢力の排除）	第15条（反社会的勢力の排除）
2.JCBは、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、JCBは、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第29条第2項(8)(9)の規定に基づき会員資格を喪失させます。	2.JCBは、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づく<u>カード利用</u>を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。<u>カード利用</u>を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、JCBは、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第29条第2項(8)(9)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
	<u>第15条の2（マネー・ローンダリング等の禁止）</u>
	<u>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</u>
第16条（個人情報の収集、保有、利用、預託）	第16条（個人情報の収集、保有、利用、預託）
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、メールアドレス等、会員等が入会申込時および第12条等に基づき入会後に届け出た事項。	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、<u>E</u>メールアドレス等、会員等が入会申込時および第12条等に基づき入会後に届け出た事項。
⑤本人確認書類等の記載事項。	⑤<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める</u>本人確認書類等の記載事項<u>または会員等がJCBに提出した収入証明書類等の記載事項。</u>
②JCBのクレジットカード事業・プリペイドカード事業その他のJCBの事業(JCBの定款記載の事業をいい、以下「JCB事業」という。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第21条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)	②JCBのクレジットカード事業・プリペイドカード事業その他のJCBの事業(JCBの定款記載の事業をいい、以下「JCB事業」という。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第21条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の<u>家族または</u>親族との取引上の判断を含む。)

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、JCBは会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。JCBは当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携するJCB以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。	(4)割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、JCBは会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引における<u>プリペイド</u>ショッピング利用を拒絶したりする場合があります。JCBは当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携するJCB以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。
第21条（プリペイドショッピングの利用）	第21条（<u>プリペイドショッピング利用</u>）
1.会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、第2項から第5項に定める方法またはJCBが特に認める方法により、本条その他JCB所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いをJCBに対して委託することにより、加盟店から商品購入等ができます（以下「プリペイドショッピング」という。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCBに対して弁済委託を行ったものとみなし、JCBは、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。	1.会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店（以下「加盟店」という。）において、第2項から第5項に定める方法またはJCBが特に認める方法により、本条その他JCB所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いをJCBに対して委託することにより、加盟店から商品<u>もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます</u>（以下「プリペイドショッピング<u>利用</u>」という。）。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCBに対して弁済委託を行ったものとみなし、JCBは、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第23条第1項の要件が充たされた場合に、プリペイドショッピングの利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、プリペイドショッピングが利用できることがあります。ただし、JCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、JCBが定める一部の加盟店では、プリペイドショッピングが利用できません。	2.会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法により、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、第23条第1項の要件が充たされた場合に、<u>プリペイドショッピング利用</u>を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりまたは売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、<u>プリペイドショッピング利用</u>ができることがあります。ただし、JCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、JCBが定める一部の加盟店では、<u>プリペイドショッピング利用</u>ができません。
3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他JCBが特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJCBプリペイドカードJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、プリペイドショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。	3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他JCBが特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、<u>カード番号</u>等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJCBプリペイドカードJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法<u>その他JCBが別に定める方法</u>により、プリペイドショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。
5.通信料金等JCB所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、JCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第29条第1項なお書および第29条第2項に従い、支払義務を負うものとします。	5.通信料金等JCB所定の継続的役務については、会員が<u>カード</u>番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した<u>カード</u>番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、JCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員は、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について第29条第1項なお書および第29条第2項に従い、支払義務を負うものとします。
6.会員のプリペイドショッピングの利用に際しては、加盟店が当該利用につきJCBに対して照会を行うことによりJCBの承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権	6.会員の<u>プリペイドショッピング利用</u>に際しては、加盟店が当該利用につきJCBに対して照会を行うことによりJCBの承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。	および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7.会員はプリペイドショッピングを行う場合、会員が購入しようとする商品・権利または提供を受けようとする役務の代金額の全額について、1枚のカードでのプリペイド取引による決済を行う必要があります。当該代金額が前条第1項に定める限度額を超えているか否かにかかわらず、会員はプリペイド取引と他の決済手段(現金、電子マネー、クレジットカード等をいうが、それらに限られない。)とを、単一の売買取引等(第23条第1項に定義する。)において併用することはできません。ただし、加盟店が認める場合には、プリペイド取引と現金とを併用することができます。	7.会員はプリペイドショッピング<u>利用</u>を行う場合、会員が購入しようとする商品・権利または提供を受けようとする役務の代金額の全額について、1枚のカードでのプリペイド取引による決済を行う必要があります。当該代金額が前条第1項に定める限度額を超えているか否かにかかわらず、会員はプリペイド取引と他の決済手段(現金、電子マネー、クレジットカード等をいうが、それらに限られない。)とを、単一の売買取引等(第23条第1項に定義する。)において併用することはできません。ただし、加盟店が認める場合には、プリペイド取引と現金とを併用することができます。
8.プリペイドショッピングの利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、JCBは以下の対応をとることができます。	8.<u>プリペイドショッピング利用</u>のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、JCBは以下の対応をとることができます。
(2)JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、JCBにおいて会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該プリペイドショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員がJCBに届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。	(2)JCBまたはJCBの提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、JCBにおいて会員の<u>カード</u>番号・氏名・住所・電話番号その他当該プリペイドショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員がJCBに届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
(3)カードの第三者による不正利用の可能性があるとJCBが判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。	(3)カードの第三者による不正利用の可能性があるとJCBが判断した場合、会員への事前通知なしに<u>カード利用</u>を保留または断る場合があります。
(4)プリペイドショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。	(4)プリペイドショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは<u>JCBプリペイドカード</u>J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力<u>その他JCBが別に定める操作</u>を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは<u>JCBプリペイドカード</u>J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員による<u>カード利用</u>を一定期間制限することがあります。
10.JCBは、第25条に定める会員のJCBに対する債務がJCBの指定する期間内に支払われなかった場合、その他会員のJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、会員の信用状況等により会員のプリペイドショッピングの利用が適当でないと判断した場合には、プリペイドショッピングの利用を断ることがあります。	<u>(削除)</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

11.会員は、現金を取得することを目的としてプリペイドショッピングを利用すること(以下「現金化」という。)はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするプリペイドショッピングの利用である限り、方式のいかにかわらず、禁止の対象となります。	10.会員は、現金を取得することを目的として <u>プリペイドショッピング利用</u> すること(以下「現金化」という。)はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とする <u>プリペイドショッピング利用</u> である限り、方式のいかにかわらず、禁止の対象となります。
12.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のプリペイドショッピングの利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。カードのご利用状況等に関して異常があるものとJCBが合理的に判断した場合も、会員のプリペイドショッピングの利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。	11.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条に定める金額の範囲内であったとしても、会員の <u>プリペイドショッピング利用</u> が制限され、カードをご利用になれない場合があります。カードのご利用状況等に関して異常があるものとJCBが合理的に判断した場合も、会員の <u>プリペイドショッピング利用</u> が制限され、カードをご利用になれない場合があります。
第22条 (立替払いの委託)	第22条 (立替払いの委託)
2.商品の所有権は、JCBが加盟店、JCBの提携会社またはJCBの関係会社に対して支払いをしたときにJCBに移転し、プリペイドショッピングの利用代金の全額をJCBがバリュー口座から減算するまでJCBに留保されることを、会員は承認するものとします。	2.商品の所有権は、JCBが加盟店、JCBの提携会社またはJCBの関係会社に対して支払いをしたときにJCBに移転し、 <u>プリペイドショッピング利用</u> 代金の全額をJCBがバリュー口座から減算するまでJCBに留保されることを、会員は承認するものとします。
3.第1項にかかわらず、JCBが、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。	(削除)
4.会員は、会員がプリペイドショッピングを利用した場合、第1項または前項におけるJCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該プリペイドショッピングの利用金額を第23条または第25条に定めるとおりJCBに支払うものとします。	3.会員は、会員が <u>プリペイドショッピング利用を行った</u> 場合、 <u>第1項</u> におけるJCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該 <u>プリペイドショッピング利用金額</u> を第23条または第25条に定めるとおりJCBに支払うものとします。
第23条 (プリペイド取引の決済方法)	第23条 (プリペイド取引の決済方法)
1.会員が、第21条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引(以下「売買取引等」という。)を行った場合、加盟店等が会員のカード情報・プリペイド取引金額等をJCBにオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、JCBと加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停	1.会員が、第21条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店に <u>カード番号等</u> を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引(以下「売買取引等」という。)を行った場合、加盟店等が会員の <u>カード番号等</u> ・プリペイド取引金額等をJCBにオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、JCBと加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたこ

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

止条件としてプリペイド取引が成立するものとします。	とを停止条件としてプリペイド取引が成立するものとします。
2.会員が、第21条第5項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のプリペイド取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、会員に対する請求金額が確定する都度、会員のカード情報・プリペイド取引金額等をJCBにオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、JCBと登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報がJCBに到着したことを停止条件として、プリペイド取引が成立するものとします。この場合、会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、会員は予め承諾するものとします。	2.会員が、第21条第5項に基づき、カード番号等を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のプリペイド取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、会員に対する請求金額が確定する都度、会員のカード番号等・プリペイド取引金額等をJCBにオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、JCBと登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報がJCBに到着したことを停止条件として、プリペイド取引が成立するものとします。この場合、会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、会員は予め承諾するものとします。
第24条（海外利用代金の決済レート等）	第24条（海外利用代金の決済レート等）
4.会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、JCBが会員へバリューの加算を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建のプリペイドショッピングの利用代金額を選択した場合であっても、JCBが本項に基づき会員へバリューの加算を行う金額は、外貨建ての金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。	4.会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、JCBが会員へバリューの加算を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建のプリペイドショッピング利用代金額を選択した場合であっても、JCBが本項に基づき会員へバリューの加算を行う金額は、外貨建ての金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のプリペイドショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
6.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のプリペイドショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のプリペイドショッピング利用代金額に代えて、円貨建のプリペイドショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のプリペイドショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がプリペイドショッピング利用代金額となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定	6.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のプリペイドショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のプリペイドショッピング利用代金額に代えて、円貨建のプリペイドショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のプリペイドショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がプリペイドショッピング利用代金額となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のプリペイドショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

める換算レートとは異なります。(ただし、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。)	JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。)
第26条（加盟店との紛議等）	第26条（加盟店との紛議等）
1.JCBは、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品購入等ができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品購入等をするにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。	1.JCBは、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・ <u>権利を購入し、または役務の提供を受けることができる</u> 加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・ <u>権利を購入し、または役務の提供を受ける</u> にあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。
	<u>第28条の2(取引等の制限等)</u>
	<u>JCBは、以下の各号のいずれかに該当する場合、JCBが必要と判断する期間、会員のカード利用を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、会員のその後の支払状況にかかわらず、JCBが定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</u>
	<u>(1)第25 条に定める会員のJCB に対する債務がJCB の指定する期間内に支払われなかった場合、会員のJCBに対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</u>
	<u>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないとJCBが判断した場合</u>
	<u>(3)会員が第15条の2に違反しているか、または違反しているおそれがあるとJCBが判断した場合</u>
	<u>(4)会員が第12条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第14条第2項に基づくJCBの求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</u>
	<u>(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないとJCBが合理的に判断した場合</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

第29条（退会および会員資格の喪失等）	第29条（退会および会員資格の喪失等）
2.会員は、次のいずれかに該当する場合、(6)、(7)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(1)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)、(10)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づきJCBに対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	2.会員は、次のいずれかに該当する場合、(6)、(7)においては当然に、(2)においては相当期間を定めたJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(1)、(3)、(4)、(5)、(8)、(9)、(10)、 <u>(11)、(12)、(13)</u> においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、会員は、本規約に基づきJCBに対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
	<u>(10)会員が自らまたは第三者を利用して、JCBまたはJCBの委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。</u>
	<u>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u>
	<u>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u>
	<u>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u>
	<u>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u>
	<u>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不当な行為</u>
(10)会員が死亡したことをJCBが知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡がJCBにあったとき。	<u>(11)会員が死亡したことをJCBが知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡がJCBにあったとき。</u>
	<u>(12)会員が第15条の2に違反したとJCBが合理的に判断したとき、または会員が第12条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第15条第2項に基づくJCBの求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。</u>
	<u>(13)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

5.JCBは、第2項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。	(削除)
6.会員がJCBに対して債務の弁済を怠った場合、会員資格喪失の有無にかかわらず、会員のバリュー口座に残高があるときは、JCBは、会員に事前に通知することを要せずに、JCBの意思により、会員のバリューを、会員がJCBに対して負担する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員のバリューは失効します。	5.会員がJCBに対して債務の弁済を怠った場合、会員資格喪失の有無にかかわらず、会員のバリュー口座に残高があるときは、JCBは、会員に事前に通知することを要せずに、JCBの意思により、会員のバリューを、会員がJCBに対して負担する債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、会員のバリューは失効します。
7.会員が第1項に基づき退会した場合、退会申し出時点で会員のバリュー口座に残存しているバリューは失効するものとし、JCBは会員に対してバリュー相当額の払い戻し・返金を行いません。	6.会員が第1項に基づき退会した場合、退会申し出時点で会員のバリュー口座に残存しているバリューは失効するものとし、JCBは会員に対してバリュー相当額の払い戻し・返金を行いません。
8.次の(1)または(2)に該当する場合、JCBは、第13条に定める方法により会員へ通知のうえ、JCB所定の方法にて、次の各金額を返金いたします。ただし、JCBが当該通知を行った後、1年が経過しても、会員からJCBに対する連絡がない場合は、会員はJCBから返金を受ける権利を失うものとします。	7.次の(1)または(2)に該当する場合、JCBは、第13条に定める方法により会員へ通知のうえ、JCB所定の方法にて、次の各金額を返金いたします。ただし、JCBが当該通知を行った後、1年が経過しても、会員からJCBに対する連絡がない場合は、会員はJCBから返金を受ける権利を失うものとします。
第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）	第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）
1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は会員の負担とします。	1.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカード利用代金は会員の負担とします。
2.第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかにJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつJCBの請求により所定の紛失、盗難届をJCBに提出した場合、JCBは、会員に対してJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。	2.前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、JCBにJCB所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつJCBの請求によりJCB所定の紛失・盗難届をJCBに提出したことを条件として、JCBは、当該通知を受けたカードについて、JCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。
	3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合に

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

	<u>は、当該他人がJCBに対して負う損害賠償債務を弁済するよう、JCBの求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u>
	<u>4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は第1項に基づいて、カード利用代金をJCBに支払うものとします。</u>
(1)会員が第2条に違反したとき。	(1)会員が第2条 <u>第3項、第4項または第5項</u> に違反したとき。
(2)会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。	(2)会員の家族 <u>もしくは親族(同居の有無を問わない。)</u> 、同居人、 <u>法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者(以下「会員関係者」という。)</u> がカード <u>またはカード番号等</u> を使用したとき。 <u>なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u>
(3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。	(3)会員が <u>類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失</u> によって紛失 <u>または盗難</u> が生じたとき。
(4)紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。	<u>(削除)</u>
(5)会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。	<u>(4)会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。</u>
	<u>(5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくはJCB所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u>
	<u>(6)会員が第3項に違反したとき。</u>
(6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第9条第2項ただし書きの場合を除く。)	<u>(7)カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報(各種のパスワード等をいう。以下同じ。)</u> が使用されたとき <u>(ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。)</u> 。

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。	<u>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき。</u>
(8)その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。	<u>(9)その他本規約に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき。</u>
	<u>第30条の2（カード番号等の不正利用）</u>
	<u>1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は会員の負担とします。</u>
	<u>2.前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、JCBにJCB所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCBの請求によりJCB所定の紛失・盗難等届をJCBに提出したことを条件として、JCBは、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u>
	<u>3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、当該カード利用について、第8条第3項に基づきJCBがプリペイド取引に関するEメールでの通知を会員が登録したEメールアドレス宛に送信した日（ただし、会員が受信可能なEメールアドレスをJCBに届け出していない場合または第13条第1項に違反している場合には、プリペイド取引があった日）から60日以内に、会員が前項に基づきJCBに対して通知をした場合に、当該カード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。</u>
	<u>4.会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人がJCBに対して負う損害賠償債務を弁済するよう、JCBの求めに応じて最大限の協力をするものとします。</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

	<u>5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、会員は第1項に基づいて、カード利用代金をJCBに支払うものとします。</u>
	<u>(1)会員が第2条第3項、第4項または第5項に違反したとき。</u>
	<u>(2)会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</u>
	<u>(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>(4)会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査(詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。</u>
	<u>(5)第2項に定める通知もしくはJCB所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u>
	<u>(6)会員が第4項に違反したとき。</u>
	<u>(7)カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。))。</u>
	<u>(8)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>(9)その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</u>
	<u>6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

	<u>7.JCBは、前条および本条に定めるカード利用代金の会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。JCBが当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前に通知のうえ当該変更を行うことができます。</u>
	<u>第30条の3(偽造カードが使用された場合の責任の区分)</u>
3.偽造カード(第2条第3項に基づきJCBが発行しJCBが会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。	<u>1.偽造カード(第2条第3項に基づきJCBが発行しJCBが会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。</u>
4.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。	<u>2.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担とします。</u>
5.会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由のいかんにかかわらず、JCBが必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。	<u>(削除)</u>
第31条 (免責)	第31条 (免責)
2.前項のほか、JCBが、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、JCBの責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、また逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。	2.前項のほか、JCBが、本<u>規約</u>に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、JCBの責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、また逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。
第36条 (会員規約およびその改定)	第36条 (会員規約およびその改定)
	<u>※本規約に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)</u>

【新旧対比表】JCBプリペイドカード会員規約の主な改定箇所

<バリューの有効期限の具体例>	<バリューの有効期限の具体例>
3.有効期間（＊1）が2年間、かつ閏日（2月29日）が起算日（＊2）の場合 起算日が2016年2月29日の場合、有効期限は2018年2月28日となります。 ＊1 本規約第7条の「JCBが定める期間」をいいます。カードの種類によって有効期間は異なりますので、JCBが会員に交付する書面またはカードの裏面をご確認ください。 ＊2 会員が①最後にプリペイドショッピングを利用した日と、②バリュー口座に最後にチャージした日のいずれか遅い日をいいます。詳しくは本規約第7条をご確認ください。	3.有効期間（＊1）が2年間、かつ閏日（2月29日）が起算日（＊2）の場合 起算日が2016年2月29日の場合、有効期限は2018年2月28日となります。 ＊1 本規約第7条の「JCBが定める期間」をいいます。カードの種類によって有効期間は異なりますので、JCBが会員に交付する書面またはカードの裏面をご確認ください。 ＊2 会員が①最後に<u>プリペイドショッピング利用</u>した日と、②バリュー口座に最後にチャージした日のいずれか遅い日をいいます。詳しくは本規約第7条をご確認ください。

以上